

OMIC Food Safety Newsletter No. 485 August 9, 2019

日本の食品安全情報をタイムリーに日本語とタイ語で解説するニュースレターです。

★ 今週のトピックス (日本の厚生労働省からの情報)

1. モニタリング検査の追加 (違反による引上げまたは検査命令解除による引下げ: 検査頻度 30%)
(2019年7月下旬)

通知	対象食品(含加工食品)	検査項目	区分	備考、参照 URL
7/24	中国産なつめ	ピラクロストロビン	引上げ	https://www.mhlw.go.jp/content/11130500/000531106.pdf (基準値 0.02mg/kg - ppm)
7/24	米国産セロリ	メタミドホス	引上げ	https://www.mhlw.go.jp/content/11130500/000531106.pdf (基準値 0.01mg/kg - ppm)
7/25	ウガンダ産ごまの種子	チアメトキサム	引上げ	https://www.mhlw.go.jp/content/11130500/000532321.pdf (基準値 0.02 mg/kg - ppm)
7/25	米国産セロリ	アセフェート	引上げ	https://www.mhlw.go.jp/content/11130500/000532321.pdf (基準値 0.01 mg/kg - ppm)

2. タイ産品の輸入違反事例 (2019年7月下旬)

日付	品名	違反内容	基準	検査の種類
7/24	いったもの揚げたもの: アーモンド(HONEY ROASTED CINNAMON ALMONDS(ハニーシナモン味ローストアーモンド))	アフラトキシン 259 μ g/kg 検出 (B1: 224.6, B2: 34.5)	不検出 (10 μ g/kg - ppb)	自主検査

★ RASFF マンスリーレポート

- EUにおけるタイ産食品の違反情報 (2019年7月下旬)

日付	届出国	届出理由	通知タイプ
7/22	ドイツ	タイ産エンツアイ(Water spinach)から、未承認物質ニコチンの検出 2件(0.43及び0.62 mg/kg - ppm)	Border rejection
7/24	スイス	タイ産玉ねぎ(Spring onion)から未承認物質クロルフェナピルの検出(1.73 mg/kg - ppm)	information for attention

★ オーストラリア政府(APVMA)によるスプレードリフトの管理ポリシー公表

オーストラリア農薬・動物用医薬品局 (APVMA)は2019年7月19日に農薬のスプレードリフトの管理ポリシーを公表しました。2010~2019年にAPVMAは、「Operating Principles in Relation to Spray Drift Risk」という政策を実行していましたが、技術的な適応性などいくつかの限界が生じたため、スプレードリフトを制限するような実施規範や新技術などの利用を散布者に向けてほとんど促してははませんでした。そのためAPVMAは、規制的なアプローチの開発に向けたプロジェクトを2013年に開始し、意見募集を2回実施した上で、スプレードリフトについての新しい管理ポリシーをこの度公表しました。この管理ポリシーは、まずは今後登録予定の新品目に適用が開始され、その後優先度に応じて既存品目にも適用が拡大される見込みです。その概要は①Applicant(農薬メーカー)が関連情報を提出、②その情報に基づき、APVMAが堆積曲線や緩衝地帯を決定、③メーカーはその情報をラベル等の説明書に記載、④ユーザーはその情報を元に散布装置、適用率、気象条件等個々の条件を考慮して、実際の緩衝地帯を決定するといったものです。詳細については下記URLをご参照ください。

Australian Pesticides and Veterinary Medicines Authority : <https://apvma.gov.au/node/10796>

※次号のOMIC Food Safety Newsletter No. 486の発行は、8月23日とさせていただきます。